

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月22日
【会社名】	株式会社バンダイナムコホールディングス
【英訳名】	Bandai Namco Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅古 有寿
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目37番8号
【電話番号】	03(6634)8800(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 辻 隆志
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目37番8号
【電話番号】	03(6634)8800(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 辻 隆志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年6月22日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を除きます。以下、「当社取締役」といいます。）並びに当社グループの事業統括会社である株式会社バンダイ、株式会社バンダイナムコエンターテインメント、株式会社バンダイナムコフィルムワークス、株式会社バンダイナムコエクスペリエンスの4社、株式会社BANDAI SPIRITS及び株式会社バンダイナムコミュージックライブ（以下、6社を個別に又は総称して「事業統括会社等」といいます。）の業務執行取締役（以下、当社取締役及び事業統括会社等の業務執行取締役を個別に又は総称して「本制度 対象取締役」といいます。）を対象とする事後交付型の業績条件付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）に基づき、当社取締役4名及び事業統括会社等の業務執行取締役29名に対し、本制度に基づきユニット数及び制度内容を通知することを決議するとともに、事業統括会社等以外の当社の国内グループ会社（以下、個別に又は総称して「本制度 対象子会社」といいます。）の業務執行取締役（以下「本制度 対象取締役」といいます。）を対象とする本制度とは別の事後交付型の業績条件付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）に基づき、本制度 対象子会社の業務執行取締役55名に対し、本制度に基づきユニット数及び制度内容を通知することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 本制度に関する事項

(1) 本臨時報告書の対象とした募集の概要

銘柄	種類	株式の内容
株式会社バンダイナムコホールディングス	普通株式	完全議決権株式で、株主の権利に特に制限のない株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

発行数	発行価格	発行価額の総額	資本組入額	資本組入額の総額
175,600株	3,591円	630,579,600円	-	-

(注) 発行数は、本制度に基づき支給率（目標達成度合い）が最も高い場合（最も発行数が多くなる場合）を想定した数としています。また、発行価格は、2026年6月19日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を記載していますが、本制度に基づき当社普通株式の交付に係る会社法上の払込金額は、2027年6月において当該交付のために開催される取締役会の決議日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）となる予定です。なお、本制度に基づき当社普通株式の交付は、自己株式処分により行われる予定であるため、資本組入れされません。

(2) 勧誘の相手方の人数及びその内訳

相手方	人数	発行数
当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を除きます。）	4名	45,500株
事業統括会社等の業務執行取締役	29名	130,100株

(3) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等（金融商品取引法施行令第2条の12第1号に規定する取締役等をいう。）である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係
当社の完全子会社

(4) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

本制度の概要

本制度は、本制度 対象取締役の役割等に応じて、あらかじめ設定した基準株式ユニット数を基礎とし、「バンダイナムコグループ中期計画（2025年4月～2028年3月）」における各事業年度（以下、「評価対象事業年度」といいます。）における当社連結営業利益の目標達成状況に応じて確定した支給株式ユニット数に応じた当社普通株式および金銭が本制度 対象取締役に交付または支給される事後交付型の株式報酬制度です。

交付株式数及び支給金銭額の算定方法

・本制度 対象取締役各人に交付する当社普通株式の数

支給株式ユニット数(1)(2) × 50% (ただし、100未満の端数が生じた場合は切上げ)

- 1 支給株式ユニット数 = あらかじめ定められた役位別基準株式ユニット数 × 評価対象事業年度に係る当社連結営業利益に応じた割合(支給率)(下記 参照)(ただし、100未満の端数が生じた場合は切捨て)
- 2 複数の事業統括会社等の本制度 対象取締役を兼任する場合には、兼任する各事業統括会社等において兼任する本制度 対象取締役の業務内容に応じて、取締役会で決議したそれぞれの各事業統括会社等の業務従事割合を、兼任する各事業統括会社等の本制度 対象取締役ごとの上記 の支給株式ユニット数に乗じて算定します。

・本制度 対象取締役各人に支給する金銭の額

(支給株式ユニット数(1) - 上記 で算定される数) × 交付時株価(2)

- 1 複数の事業統括会社等の本制度 対象取締役を兼任する場合には、支給株式ユニット数は、上記 における業務従事割合を乗じた後の数とします。
- 2 交付時株価とは、2027年6月において本制度 に係る当社普通株式の交付のために開催される取締役会の決議日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

・当社連結営業利益に拠る支給率

2027年3月期の当社連結営業利益の額に応じて、以下のとおりとします。

- ・100,000百万円未満の場合：0%
- ・100,000百万円以上200,000百万円未満の場合：
[$100 \times 1 / 2 + \{ (\text{連結営業利益の額(億円)} - 1,000\text{億円}) \div 1\text{億円} \div 10 \} \times 1 / 2] \%$
(ただし、小数点第二位以下の端数が生じた場合は切上げ)
- ・200,000百万円以上の場合：100%

ただし、事業統括会社等の取締役については、当該会社の担当する事業の評価対象事業年度における営業利益が赤字であった場合、業績条件付株式報酬は支給されないこととなります。

本制度 における当社普通株式の交付の方法

本制度 対象取締役に対しては、当社及び事業統括会社等のそれぞれの会社より金銭報酬債権を付与し、本制度 対象取締役は、当社による自己株式の処分の際に当該金銭報酬債権を現物出資することにより、上記算定方法にて定める個別支給株式数の当社普通株式を取得します。ただし、本制度 対象取締役が日本非居住者の場合は、当社普通株式の交付に代えて、確定した支給株式ユニット数の全部を交付時株価で換価した金額が金銭で支給されることとなります。

支給条件

以下の要件を満たしていることを支給の条件とします。

- ・評価対象事業年度末まで取締役として在任したこと
- ・一定の非違行為がなかったこと
- ・取締役会が定めたその他必要と認められる要件

(5) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法
該当事項はありません。

(6) 払込期日(財産の給付の期日)
2027年7月(予定)

(7) 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2. 本制度 に関する事項

(1) 本臨時報告書の対象とした募集の概要

銘柄	種類	株式の内容
株式会社バンダイナムコホールディングス	普通株式	完全議決権株式で、株主の権利に特に制限のない株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

発行数	発行価格	発行価額の総額	資本組入額	資本組入額の総額
7,800株	3,591円	28,009,800円	-	-

(注) 発行数は、本制度 に基づく支給率(目標達成度合い)が最も高い場合(最も発行数が多くなる場合)を想定した数としています。また、発行価格は、2026年6月19日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を記載していますが、本制度 に基づく当社普通株式の交付に係る会社法上の払込金額は、2027年6月において当該交付のために開催される取締役会の決議日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)となる予定です。なお、本制度 に基づく当社普通株式の交付は、自己株式処分により行われる予定であるため、資本組入れされません。

(2) 勧誘の相手方の人数及びその内訳

相手方	人数	発行数
当社の子会社の業務執行取締役	55名	7,800株

(3) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等(金融商品取引法施行令第2条の12第1号に規定する取締役等をいう。)である場合には、当該子会社と提出会社との関係

当社の完全子会社、当社の完全子会社が発行済株式の総数を所有する会社、当該会社が発行済株式の総数を所有する会社、及び当社の完全子会社が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等に該当する子会社

(4) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

本制度 の概要

本制度 は、事業年度(以下、「評価対象事業年度」といいます。)ごとに当社連結営業利益の基準値を達成した場合にのみ、本制度 対象取締役の役割・職責等に基づきあらかじめ設定した役位別株式ユニット数に応じた当社普通株式および金銭が本制度 対象取締役に交付または支給される事後交付型の株式報酬制度です。

交付株式数及び支給金銭額の算定方法

・本制度 対象取締役各人に交付する当社普通株式の数

役位別株式ユニット数×50%(ただし、100未満の端数が生じた場合は切上げ)

・本制度 対象取締役各人に支給する金銭の額

(役位別株式ユニット数 - 上記 で算定される数)×交付時株価()

交付時株価とは、本制度 に係る当社普通株式の交付のために開催される取締役会の決議日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

・当社連結営業利益の基準値

当社連結営業利益1,000億円を基準値とし、評価対象事業年度の当社連結営業利益が1,000億円以上となった場合にのみ、上記 及び により算定される数または額の当社普通株式および金銭が本制度 対象取締役に對して交付または支給されます。

本制度 における当社普通株式の交付の方法

本制度 対象取締役に対しては、本制度 対象子会社のそれぞれの会社より金銭報酬債権を付与し、本制度 対象取締役は、当社による自己株式の処分に際して当該金銭報酬債権を現物出資することにより、上記算定方法にて定める個別支給株式数の当社普通株式を取得します。ただし、本制度 対象取締役が日本非居住者の場合は、当社普通株式の交付に代えて、役員別株式ユニット数の全部を交付時株価で換価した金額が金銭で支給されることとなります。

支給条件

以下の要件を満たしていることを支給の条件とします。

- ・ 評価対象事業年度末まで取締役として在任したこと
- ・ 一定の非違行為がなかったこと
- ・ 取締役会が定めたその他必要と認められる要件

(5) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法
該当事項はありません。

(6) 払込期日（財産の給付の期日）
2027年7月（予定）

(7) 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

以上